

2019年7月23日（木）  
午後2時から3時30分まで  
愛知県自治センター12階  
E会議室

## 1 議題

あいち食の安全・安心推進アクションプランの2018年度計画の進捗状況等について  
(資料1により事務局説明)

### 《質疑応答等》

#### ○委員

まず、資料を見たときに字が小さすぎるのではないかと、大きく分かりやすくすべきではないかと思います。

アクション18「学校における食の指導の充実について」について、実績が35.3%のものすごい低い数字だと思います。自然毒により食中毒に結びついたということが、最近ニュースでも出たと思いますが、農薬が悪いと言うことであまり規制をやりすぎると、植物が自分を守ろうと自然毒を強化することもある。そういったことも合わせて学校教育をやっていくべきではないでしょうか。

#### ⇒保健体育課

地場産業の活用については事務局からも説明のあったところでもありますが、大量に確保しなければいけないということも有り、また天候不順もあったこともあり数字が伸び悩みました。

農薬についても御意見いただきましたので、課内で検討させていただきます。

#### ○委員

アクション19の食品衛生講習会について、30回の計画に対して26回の実施と報告を受けたように思います。4回足らなかったから評価がCというふうに伺いましたが、少なかった理由は希望者がなかったということですか。

#### ⇒生活衛生課

食品衛生講習会30回の目標については、おっしゃられたとおり、県民の要望により実施しているものであり、少し見込みに届かず4回少なかったということとなります。全体にC評価としましたのは講習会参加者アンケート結果の理解が深まった旨の

回答が実績として73.2%となったことによるものです。

**○委員**

アクション19の食の安全・安心教室について、これはどういうところで行われているものでしょうか。

**⇒生活衛生課**

食の安全・安心教室として県内全域で4回実施ということになります。

**○委員**

区の保健所にはしょっちゅう行っているが、聞いたことがない。周知が足りないのではないのでしょうか。

**⇒生活衛生課**

名古屋市は名古屋市で食品衛生行政を担当しているため、政令市中核市は別になってしまいます。

**⇒保健医療局長**

食の安全・安心に限らず会議や研修会等を様々開催していますが、それらをちゃんと周知できているか、というところが大きな課題であると承知しています。最近ではホームページへの掲載が主となっていますが、広報誌やテレビ等いろんな媒体により、お子様から高齢の方まで特性がありますので、適切な情報提供に努めて参ります。

**○委員**

講習会については県の委託を受けて愛知県食品衛生協会が実施しております。東京や名古屋の専門分野の先生を招いて開催しており、その周知徹底は保健所に聞いてもらえばわかると思います。名古屋の保健所はわかりませんが。

**○委員**

アクション19のアンケート結果が73.2%となっています。昨年もCとなっており、こういったアンケートは一般的には自分が参加して良かったと感じるものだと思いますが、73.2%とは随分低い数字に思われます。これはニーズと提供している中身が合っていなかったのではないかと、分析はしているのでしょうか。

**⇒生活衛生課**

これは県民の方からテーマをいただいて開催しているものですが、申込みされる方はその時点でかなりその分野に興味を持っていたり、あるいは既に勉強されていることもあります。講習会を行うにあたっては、対象者の設定が難しいところで、こちらとしては誰にでも分かりやすくするためにどうしても一般的な話にとどまってしまうことが多くなります。よって既に知識を持っている方からすると評価が低くなってし

まうのでないかと考えております。

○委員

先ほど委員から貴重な意見がありました。ホームページをよく見てる人はよいが、ある程度年齢のいっている方はそういうのを見ることはないと思います。主だった関係団体等には紙媒体で手紙を送付するべきではないでしょうか。

⇒生活衛生課

どうしてもホームページ中心の世の中になっているが、手紙を出すことにより事前に知ってもらい、御意見いただくこともできるため、検討していきます。

○委員

アクション12がCとなっている。計画が12件に対し実績が20件となっているのは、監視が原因で増えているのでしょうか。

⇒生活衛生課

数字だけ見るともったもな意見ですが、昨年度食中毒の件数はアニサキスによるものがかなり多くありました。家庭で腹痛になり医者にかかり1件カウントされるケースも多くあり、監視指導の結果うまくできなかつたので食中毒が増えたということではないと考えます。

○委員

アニサキスの場合加熱や冷凍等対策をとっていれば問題のないものです。その辺りを講習会等により周知徹底することが必要なのではないのでしょうか。

○委員

愛知県食品衛生協会では1500名の食品衛生指導員を擁しています。指導員は絶えず巡回指導を行っており、年間12万件の指導を行っています。事業者に対しては責任者講習会等を行い啓発しているところですが、アニサキスについては1匹毎に食中毒になるため、件数は多いが被害にあっている方は少ないのが実態です。

⇒生活衛生課

事業者については随分周知されていますが、今後は一般の方にも周知していきたいと考えます。

○委員

アニサキスについては、原因がはっきりしているため理解ができます。アクション2の豚コレラについては原因が分からない状況でCをつけることが適切なのかという気がします。出ているということは事実であるため評価はやむをえないとも思いますが、対策等しっかり取り組まれている中でも発生しており、手の付けようのないところでもあるため、情状酌量があってもよいのではないのでしょうか。

## ⇒畜産課

豚コレラについては野生のイノシシが感受性動物となり、ウイルスが生きた細胞の中で増殖していくものです。山の中でウイルスが散りばめられ、人や車の動きで養豚場へ持ち込まれているということが繰り返されているところです。

目標と密接に関係しないところでの評価となっていることについては御指摘いただいたとおりです。評価方法については次回以降検討したいと思います。

## 2 報告

### ゲノム編集技術を利用して得られた食品等について

(資料2により事務局説明)

#### 《質疑応答等》

##### ○委員

私自身は特に問題ないと思っています。ただあまり聞き慣れないので受け入れられるかという不安があり、そこだけが問題だと思います。

##### ○委員

ゲノムの関係で言うと、農業生産、品種改良の期待があり研究が進められているものであると思いますが、やはり安全性の理解が不十分だと思います。今後添加物の届出義務化や情報開示について、リスクコミュニケーション等含めて、いろいろと不安なことは多いと思うので、一般市民へ明確にしてもらえればと思います。

## ⇒生活衛生課

委員がおっしゃったように、情報が不足しているので不安だなと感じるのは当然だと思います。厚生労働省・農林水産省・消費者庁の共催により全国5都市で開催された意見交換会の際に配布された資料を用いて本日は説明させていただきました。パブリックコメントを実施しているところであり、今後も様々な意見が出てくると思うので、我々も注視し、消費者、県民へ説明・啓発していくつもりですので皆様も御協力ください。

##### ○委員

個人的な意見としては、ゲノム編集食品は遺伝子組換え食品とは違い、基本的に届出だけでよいとされており、遺伝子組換え食品とは全く違う方向で動いています。私は表示を専門にやっていますが、表示については、厚労省の考えとしては育種と違いがないため表示をしなくてもよいということです。ゲノム編集食品が出てきた由縁というのは私たちにメリットのある食品ということです。ソラニンのないじゃがいもや太ったマダイなど。食品業界も価格的に安いマダイであることや、毒がないので安心して食べられるじゃがいもであることなどメリットを書いてもらおうと消費者も分かりやすいのではないのでしょうか。個人的にはゲノム編集食品であることを表示してもら

いたいと思いますが。届出のあったものは厚生労働省のHPに必ず載るため、そういうものも見ながら判断していく必要があるかと思っています。

## ○委員

消費者から見た部分と流通から見た部分はよく分かりました。生産の方から見た場合、国内の農家さんの話や、輸入に関わる部分の動向等情報をお持ちの方がいれば教えていただきたいです。愛知県の農業生産に影響があるのでしょうか。

### ⇒農業経営課

当面愛知県内で生産されることはないと思います。全ての方に話を聞いた訳ではありませんが、生産者の中には不安に思っている方も多いと思われます。消費者として安心感はないという中、生産者としてもそのような物を作ることはない。やはり安全と安心は違って、私自身も安全だと思いますがそれをどう安心に変えていくか。いろんな形で皆さんにお知らせしていくことが必要かと思っています。

## ○委員

ゲノム編集食品については、今日の話だけでは全て分かったわけではないですが、厚生労働省が届出を受理して食品安全委員会が安全であるというお墨付きを与えたらwebに上げるということですが、これでは全消費者には安全であることは伝わらないと思います。流通するのであれば表示に書いてもらえるのでしょうか。初めての食品を口にに入れるのはやはり不安があります。

### ⇒生活衛生課

なかなか伝わりづらい部分はあるかと思っています。最初の話に戻りますが、長い歴史のある品種改良の中で最初は偶然に見つけたものを掛け合わせてより良いものを探し、更に良い変異が起きるのを期待して人為的に放射線を照射させたのが第2段階。それも効率が良くないということで、今回第3段階としてターゲットを絞って遺伝子に変異を起こして特定の機能を亢進したり抑制したりすることで、人間が求める特性のものを選び出すものです。起こっていることは自然界で起こっている突然変異と同じだから問題ないというのが厚生労働省のスタンス。ただ自然に起こることと人が起こすことは違うんじゃないかということで消費者には受け入れられにくいというところはあると思います。そこは我々行政としてどういった技術が使われていて、どういったことが起こっているのか丁寧に説明していく必要があると思っています。

表示に関しては難しいところがあり、例えば表示を義務づけると、表示違反かどうか行政としては監視する義務が発生します。それに当たっては、その物がゲノム編集食品として変異が起こった物なのか見極める必要があります。しかし、自然界で起こっていることと同じことを手を加えて起こしているため見かけ上区別がつかない。現在の技術では区別がつかない以上、表示を義務化するのは難しいというのが消費者

序のスタンス。ただ現在パブリックコメント行われているなかで、当然表示を求める意見も多くあると思います。それを受けて国がどう判断するのか見ていきたいと思っております。

#### ○委員

私たちみたいに高齢者になってくると、ある程度リスクが抑えられるが、問題は次の世代まで行くのに実際どうなるのか分かっていないところがあると思います。それで、これは焼け石に水かもしれないが、せめて学校給食だけでもゲノム編集食品はしばらくの間ははっきりするまで使用しないでおくとか、そういった対策をとることによってお母さん世代にも安心していただけるかと思うのでそういったことも検討すべきではないかと思えます。

### 3 その他

(参考資料：HACCP個別相談会のご案内により事務局説明)

#### ○委員

HACCPの制度化に関し、質問とお願いをしたい。今現在、愛知県において監査員の総数は何名くらいいますか。

#### ⇒生活衛生課

県内の保健所に食品衛生監視員が配置されており、詳細な数はすぐに分からないが2桁です。

#### ○委員

全ての食品を扱う事業者にはHACCPが義務づけされるということになります。いわゆる大企業については今年度も基礎研修を3日間続けて行い56名の参加があり、更に8社からは是非受講したいと申出を受けております。100社弱が県のHACCPの取得を行う予定です。それと比較し中小零細企業は愛知県内に何社あると思えますか。義務付け制度化ということであればわずか1500名の食品衛生指導員でそれらを見ろというのはどのようにしていけばよいのでしょうか。昨年本年と続けて講習を開催し、指導員500名に勉強していただき資格を与えましたが、これについて現時点では非常に苦慮しているところです。どのような指導を全くの無知の方へ行っていけばよいのか。県としては保健所にいる監査員に何かしらの強制力を持たせるべき。口頭だけでは実行力、強制力がない。県として考え対処していただきたい。

また各保健所の方々とともに責任者養成講習会、再講習会を実施しているところですが、講習の際にはHACCPについてのビデオ等もあるため、それを利用することで事業者も理解が深まるのではないかと思います。

### 4 最後に

## ○委員

大変活発な議論が交わされ私自身も勉強になりました。HACCPについては大学祭で食品を扱ったり、フードバンクなどを活用した子ども食堂が増えているなかでそういったところがどうなるのか、現場はびくびくしています。何かしらの指針がでるといいなと思っております。

ゲノム編集の話で全くそのとおりだと思ったのは、消費者のために技術が開発されているというところ。アニサキスの問題も、最近生食が流行っていることなど、グルメ指向と表裏一体となって食品の事故が起きている面が最近特に強まっていると思います。

消費者も情報を求める時代、積極的に参加できる時代になってきている。そういったものもアクションプランに入れてもらいたいです。時代が変わりつつある中で次の展開を期待したいと思います。